

令和2年4月8日

保護者の皆様へ

神戸市

緊急事態宣言に伴う家庭保育のお願い

令和2年4月7日付けで、兵庫県を対象とした緊急事態宣言が発令され、兵庫県においても、兵庫県全域を対象とした「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が発表されました。

これを受け、これまで神戸市においても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、可能な限り家庭での保育をお願いしてきたところですが、下記のとおり、学童保育の利用につきまして、ご協力いただきますよう強く要請させていただきます。

記

1. 要請内容

在宅勤務等により保護者が在宅しており、家庭での保育が可能な場合は、感染拡大防止のため、家庭での保育をお願いします。学童保育につきましては、真に保育が必要な場合に限ってご利用いただきますようご協力をお願いします。

2. 要請期間

令和2年4月9日から令和2年5月6日まで。但し、今後の兵庫県の対処方針に応じて、期間を延長する場合がありますことを予めご了解ください。

3. 利用料及び休会手続き(特例)について

(1) 利用料の取扱いについて

現在未定です。方針が確定しましたら学童保育運営者を通じてお知らせさせていただきます。

(2) 休会手続き(特例)について

通常2か月までとしている年度内の休会期間につきまして、新型コロナウイルス感染症に関連した休会につきましては、この休会期間に含みません。この際、必ず休会届に「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための利用自粛のため」等休会理由を明記してください。

なお、休会が適用された月の利用料は発生しません。(休会手続きの完了が当該月の中旬(15日頃)を過ぎますと、一旦引落としが行われ後日還付となります。)